



税務係争・税制改正要望等サポートサービス

税の問題をできる限り早く解決することを心がけています

税務係争は課税処分から納税者を防御する手段です

税務係争サービスの案内

デロイトトーマツは、税務係争を通じて、課税処分から納税者を防御します

デロイトトーマツには、反論書・弁護士意見書の提出から審査請求・税務訴訟の代理まで包括的にサービスを提供して、課税処分から納税者を防御することにより、税の問題を解決した実績があります。

フェーズ1 反論書

最初のステップは反論書

納税者が、税務調査において、税務当局との見解の相違に直面したときは、納税者の見解とその理由をまとめた反論書を提出するのが、最初のステップとなります。

反論書が有効なケース

例えば、調査官の指摘に対し、①法令・通達だけでなく、判例・裁決も踏まえて反論すべきケース、②調査官による契約書の解釈や事実認定が誤っていると反論すべきケース、③税法以外の法令解釈も必要なケースでは、反論書の提出が有効です。また、④今後想定される指摘に備えて、予め反論書を作成しておくことも考えられます。

反論書サービス

デロイトトーマツは、発注時に頂いた資料から分かる事実関係を前提として、納税者名義の初期的な反論書を、定額報酬でスピーディに提出します。あらゆる日本の税目に対応可能です。調査官との協議や、追加反論書の提出にも、時間報酬で対応します。

フェーズ2 弁護士意見書

税務調査対応の切り札

反論書を提出しても見解の相違が解消されないときは、弁護士意見書が切り札となります。納税者の見解が認められるべき理由を詳細に説明する弁護士意見書を証拠と共に提出して、課税処分を回避できたケースが増えています。

弁護士意見書が有効なケース

特に、①どうしても譲れない重要論点について、単に反論書を提出するだけでなく、調査官と協議して、必要に応じて追加意見書を提出し、何としても是認させたいケース、②認められなければ審査請求や税務訴訟をすることも辞さないケースでは、弁護士意見書の提出が有効です。

弁護士意見書サービス

デロイトトーマツは、弁護士名義の意見書の提出だけでなく、調査官との協議や追加意見書の提出も含め、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の回避に努めます。サービス提供前に、納税者の見解が認められる可能性がどの程度あるかを検討します。

フェーズ3 審査請求

税務におけるスピークアップ

税務当局が課税処分を下したときは、納税者は、審査請求をして、行政庁としての最終判断を求めることができます。審査請求は、税務におけるスピークアップの手段といえます。審判所は、納税者と税務当局の見解をよく聞いた上で、証拠に基づき判断します。

審査請求の流れ

処分通知を受けた日から3カ月以内に審判所に審査請求をする必要があります。審判所では、反論書等のやり取りが、通常3～4回程度行われます。裁決までの期間は、おおむね1年程度です。課税処分を取り消す裁決が下された場合、税務当局は裁判所で争うことはできません。

審査請求サービス

デロイトトーマツは、納税者の審査請求を、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の取消しを目指します。書面の作成、面談への出席、審判官との協議を含め、全ての審査請求手続に対応します。

フェーズ4 税務訴訟

更なるスピークアップの手段

審判所が棄却裁決を下したときは、納税者は、税務訴訟を提起して、司法の判断を求めることができます。税務訴訟は、更なるスピークアップの手段です。裁判所では、誤った税法解釈の是正も可能です。

税務訴訟の流れ

裁決があったことを知った日から6カ月以内に税務訴訟を提起する必要があります。第一審では、準備書面のやり取りが、通常5～6回程度行われます。判決までの期間は、1年半程度です。控訴審では、判決までの期間は、おおむね1年以内です。上告審では、判決までに1年以上かかる場合があります。

税務訴訟サービス

デロイトトーマツは、納税者の税務訴訟を、第一審、控訴審から上告審まで、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の取消しを目指します。書面の作成、弁論期日への出席、証人尋問を含め、全ての訴訟手続に対応します。

税制改正要望は課税ルール自体を変える手段です

税制改正要望等サポートサービスの案内

デロイトトーマツは、税制改正要望等を通じて、課税ルール自体を変更又は明確化するサポートをします

デロイトトーマツには、納税者に対し税制改正要望や国税照会の助言をし、課税ルール自体を変更又は明確化することにより税の問題を解決した実績があります。

税制改正要望等が有効なケース

現行の課税ルールに問題があったとしても、そのルールに基づいて課税処分が下されると、司法的に解決することは容易ではありません。しかし、法令・通達等を改正することにより、問題のあるルール自体を変更又は明確化すれば、税の問題を立法的又は行政的に解決することができます。このように課税ルール自体を変更又は明確化することが必要なケースでは、税制改正要望や国税照会が有効です。

税制改正要望等サポートサービス

デロイトトーマツは、納税者に対し、成功報酬又は時間報酬で税制改正要望や国税照会の助言をし、課税ルール自体を変更又は明確化するサポートをします。具体的には、現行の課税ルールの問題を精査し、実現可能な法令・通達等の改正案や国税照会の回答案を提案し、そのように変更又は明確化されるべき根拠を準備して、税制改正要望や国税照会を強力にバックアップします。

税の問題を解決した実績で選ばれています

税務係争・税制改正要望等サポートサービスの実績

デロイトトーマツには、税務係争・税制改正要望等を通じて、税の問題を解決した実績があります

デロイトトーマツは、税の問題をできる限り早く解決することを心がけており、受任・関与した多数の案件において、税務係争・税制改正要望等を通じて、税の問題を実際に解決しています。税の問題を解決した最近の実績の例は、次のとおりです。

2026	国税照会	消費税	国税照会	組織再編税制
	弁護士意見書	消費税	弁護士意見書	印紙税
2025	反論書	役員給与	弁護士意見書	CFC税制
	国税照会	過大支払利子税制	反論書	印紙税
	弁護士意見書	権利確定主義	反論書	相続税
	反論書	再調査の要件	反論書	消費税
	審査請求	交際費	弁護士意見書	CFC税制
2024	反論書	寄附金	弁護士意見書	重加算税
	税務訴訟	組織再編の行為計算否認	審査請求	青色申告承認取消
	弁護士意見書	CFC税制	審査請求	固定資産税
2023	弁護士意見書	債権貸倒損・譲渡損	弁護士意見書	交際費
	弁護士意見書	組織再編の行為計算否認	弁護士意見書	株式有利発行
	税務訴訟	CFC税制		
2022	弁護士意見書	固定資産税	審査請求	みなし譲渡所得
	審査請求	法人の受贈益	弁護士意見書	みなし譲渡所得
2021-20	審査請求	組織再編税制	弁護士意見書	印紙税

YouTube 講座

税でモメたらどうする

- 最新の判決をもとに、税のモメ事の顛末を10分で解説
- 判決を学び、税でモメたらどうすればよいか、一緒に考えてみましょう



講師 DT弁護士法人 北村 豊



お問い合わせ

北村 豊

デロイトトーマツ 税務・法務領域 税務係争リーダー
DT弁護士法人 パートナー

email yutaka.kitamura@tohmatsu.co.jp

今井 利友

デロイトトーマツ 税理士法人 マネージングディレクター

email tosimai@tohmatsu.co.jp

河野 良介

DT弁護士法人 パートナー

email rykono@tohmatsu.co.jp

DT弁護士法人

東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

Tel 03-6870-3300 (代)

大阪事務所 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング

Tel 06-7711-2540 (代)

email dtlegal@tohmatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/dt-legal

税務係争・税制改正要望サービス www.deloitte.com/jp/controversy

所属弁護士会 第一東京弁護士会 (主事務所)

Deloitte. Legal

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む) の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>